

件名	愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例
主管課	経営支援課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）の施行により、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の一部が改正されることに伴う規定整備（引用条項ずれの解消）。</p>	
施行日	公布の日又は産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号）附則第1条第2号の政令で定める日のいずれか遅い日
<p>【その他参考事項】</p> <p>○制度の概要</p> <p>本条例は、県が信用保証協会に対して行った損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関して定め、中小企業者等の事業再生に機動的に対処するためのもの。</p>	